

住民税の支払いを お忘れなく！



総務省及び法務省、札幌市のホームページの情報を基に作成。

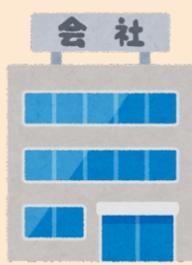
住民税とは？

住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の所得がある人であれば、外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に出国した場合も同じです。

支払方法

納めるべき税金の額は、前の年の1月1日から12月31日までにもらった給料などの所得で決まります。住民税を支払うには、次の2つの方法があります。

①

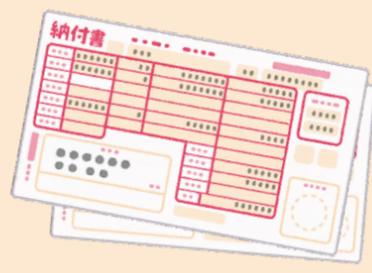


「特別徴収」－ 給与から引かれる

会社などが、毎月支払う給料から住民税を差し引き、市区町村役場に支払います。会社などで働く人は「特別徴収」が原則であり、自分で市区町村役場に住民税を支払うことはありません。

※「特別徴収」かどうか分からない場合は、給与明細書で確認することができます。それでも分からない場合は、会社などに確認してください。

②



「普通徴収」－ 自分で支払う

市区町村から、6月頃に送られる納付書を利用して、銀行やコンビニ等で支払います。自動的に預貯金口座から振り替えて納めることもできます。なお、申込が必要です。

※原則、年税額を4回（4期）に分けて納めます。4回に分けても納付が困難な場合、お住まいの市町村税務担当窓口へご相談ください。

※口座振替の申し込みに関しては、お住まいの市町村役場に相談してください。

住民税が 未納の場合...



在留期間更新申請等の入管手続きをする時に、住民税の支払い状況も審査の対象になります。住民税の滞納は、審査のマイナス材料になります。

※「永住許可申請」は特に審査が厳しいです。

仕事を辞める場合

特別徴収によって住民税を支払っていた人が会社などを辞める場合は、支払いが済んでいない住民税を支払う必要があります。以下の①～③のいずれかの方法で支払うことができるので、どの方法を利用するかは会社などに相談してください。

- ① 普通徴収で支払う。
- ② 支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、会社などが市区町村に払う。
- ③ 新しい勤務先で特別徴収を継続する。



帰国する場合の住民税について



退職後の住民税の支払い方法、帰国後も支払いが必要か否かに関して解説している多言語リーフレットです。

www.hiecc.or.jp/soudan/info/detail.html?pid=1064208297700

英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、スペイン語



外国人生活支援ポータルサイト「税金」



多言語で「税金」の基本的なルールや制度について紹介する出入国在留管理庁のウェブサイトです。

www.moj.go.jp/isa/support/portal/tax.html

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、ミャンマー語、スペイン語、ポルトガル語、クメール語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

